



2022年6月30日

各 位

会 社 名 株式会社デジタルハーツホールディングス
 代表者名 代表取締役社長 CEO 二宮 康 真
 (コード番号：3676 東証プライム)
 問合せ先 取締役副社長 CFO 筑紫 敏 矢
 (T E L : 03-3373-0081)

自己株式を活用した行使価額修正条項付き第7回新株予約権及び第8回新株予約権の発行並びにコミットメント条項付き第三者割当て契約に関するお知らせ

当社は、本日付の取締役会において、コミットメント条項付き第7回新株予約権（以下「第7回新株予約権」といいます。）及び行使価額将来設定型第8回新株予約権（以下「第8回新株予約権」といいます。また第7回新株予約権及び第8回新株予約権を個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。）を第三者割当てにより発行すること、及び金融商品取引法による届出の効力発生後に、下記の内容を含むコミットメント条項付き第三者割当て契約（以下「本第三者割当て契約」といいます。）を締結することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、第7回新株予約権の行使の結果交付されることとなる当社普通株式には、当社の保有する自己株式が充当される予定です。

1. 募集の概要

(1) 割 当 日	2022年7月19日
(2) 発行新株予約権数	2,388個 第7回新株予約権：1,194個 第8回新株予約権：1,194個
(3) 発 行 価 額	総額11,468,370円 第7回新株予約権：新株予約権1個当たり8,303円（総額9,913,782円） 第8回新株予約権：新株予約権1個当たり1,302円（総額1,554,588円）
(4) 当該発行による潜在株式数	潜在株式数：2,388,000株 第7回新株予約権：1,194,000株 第8回新株予約権：1,194,000株 本新株予約権1個当たりの潜在株式数は、いずれも1,000株です。 本新株予約権について、いずれも上限行使価額はありませぬ。 本新株予約権について、いずれも下限行使価額は1,776円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は2,388,000株です。 第7回新株予約権の行使に際して交付する株式において、当社は保有する自己株式（2,260,031株（2022年6月29日現在））のうち1,194,000株を活用する予定です。
(5) 資金調達額	4,244,556,370円（差引手取概算額）

(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	<p>当初行使価額は、いずれの本新株予約権についても、1,776円です。但し、第7回新株予約権の行使価額は、第7回新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（以下「終値」といいます。）の92%に相当する金額に修正されますが、その価額が下限行使価額を下回る場合には、下限行使価額が修正後の行使価額となります。</p> <p>また、第8回新株予約権の行使価額は、当社取締役会の決議により行使価額の修正が決議された場合、当社は、速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌取引日以降、当該通知が行われた日の直前取引日の終値の100%に相当する金額に修正されます（行使価額の将来設定）。但し、修正後の行使価額が、下限行使価額を下回ることはありません。なお、上記にかかわらず、当社又はその企業集団に属するいずれかの会社に関する未公表の事実であって、それが公表された場合に当社の株価に相当な影響を及ぼすおそれがある事実（金融商品取引法第166条第2項及び第167条第2項に定める事実を含みますがこれらに限られません。）が存在する場合には、当社は、上記行使価額の修正を行うことができません。</p>
(7) 募集又は割当方法	第三者割当ての方法による
(8) 割当予定先	BofA証券株式会社
(9) その他	<p>当社は、BofA証券株式会社（以下「割当予定先」といいます。）との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本第三者割当て契約を締結する予定です。本第三者割当て契約において、以下の内容が定められています。詳細は、「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (1) 資金調達方法の概要」に記載しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当社による第7回新株予約権の行使の指定（第8回新株予約権については、行使の指定に関する規定はありません。） ・ 当社による本新株予約権の行使の停止 ・ 割当予定先による本新株予約権の取得に係る請求 ・ 当社が、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定め並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、本新株予約権の行使制限措置を講じること（当該行使制限措置の詳細は「7. 割当予定先の選定理由等 (3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置」に記載しております。） <p>なお、本第三者割当て契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められており、また、譲渡された場合でも、上記の割当予定先の権利義務は、譲受人に引き継がれる旨が規定されております。</p>

(注) 資金調達の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達の額は減少します。

2. 募集の目的及び理由

当社は、下記「＜資金調達目的＞」に記載の資金調達を行うために、様々な資金調達方法を検討いたしました。下記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (2) 資金調達方法の選択理由 <他の資金調達方法との比較＞」に記載のとおり、公募増資やMSCB等の各種資金調達方法には各々メリット及びデメリットがある中で、割当予定先より提案を受けた下記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (1) 資金調達方法の概要」に記載のスキーム（以下「本スキーム」といいます。）は、下記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (2) 資金調達方法の選択理由 <本スキームのメリット・特徴＞」に記載のメリットがあることから、下記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (2) 資金調達方法の選択理由 <本スキームのデメリット・留意点＞」に記載のデメリット・留意点に鑑みても、本スキームによる資金調達方法が当社の資金調達ニーズに最も合致していると判断いたしました。そのため、本新株予約権（行使価額修正条項付き新株予約権）の発行により資金調達を行おうとするものであります。

<資金調達の目的>

当社グループは、ゲームの不具合検出を行うデバッグを中心とするエンターテインメント事業（2022年3月期実績：売上高17,687百万円、営業利益3,668百万円）を祖業に、Webシステムや業務システムの不具合検出を行うシステムテストを中心とするエンタープライズ事業（2022年3月期実績：売上高11,491百万円、営業利益649百万円）の2つの事業を展開しております。昨今、日本では、慢性的なIT人材不足等を背景に、顧客企業において、競争力の高いサービス・製品を創造するための開発工程に経営リソースを集中させる一方、テスト工程はアウトソースする傾向が高まっています。このため、当社グループではエンタープライズ事業の拡大に注力しており、これまでエンジニアの増強やサービス拡充、オペレーション体制の構築といったエンタープライズ事業の基盤構築に努めることで増加する需要を着実に獲得して参りました。これらの事業基盤を構築するにあたり、当社では積極的にM&Aも活用しております。具体的には、テストエンジニアの獲得やエンジニア人材プールの拡大を目的に、2018年8月に株式会社エイネットを、2021年6月に株式会社アイデンティティーをそれぞれ子会社化いたしました。また、テスト自動化技術及びベトナムのテストエンジニアの獲得を目的に、2019年8月にLOGIGEAR CORPORATIONを子会社化するとともに、Oracle・SAPといったERP(※1)やCRM(※2)領域における知見の獲得を目的に、2022年1月にDEVELOPING WORLD SYSTEMS LIMITEDを、2022年3月に株式会社CEGBを、2021年3月にMK Partners, Inc.をそれぞれ子会社化いたしました。今後も、人材・技術強化のスピードを向上させ、事業を拡大するために、積極的にM&Aを活用して参ります。

また、昨今では、IoTやDXの進展等により、ソフトウェアはますます複雑化するとともに、アジャイル開発(※3)の普及が進むなど、開発手法も変化していることから、テストに求められる専門性が年々高まっています。このため、当社グループでは、単なるテストの実行だけではなく、テスト自動化ツール等のテクノロジーを活用したテストソリューションの提供や、専門家としての開発上流工程からのコンサルティング、アジャイル開発やAI製品・サービスといったテスト技法が未だ十分に確立されていない領域(※4)におけるテストの実施等まで幅広く対応できるようになるため、積極的に新しい取り組みを推進しています。具体的には、世界トップクラスのソフトウェアテストの権威や業界有識者(※5)と連携することで、新しいテスト技法や最新技術の活用に向けた研究開発を進めるとともに、2022年4月には、独自のエンジニアトレーニングプログラムを提供する社内教育機関“AGEST Academy”を設立し、これらの新たなテスト技法や最新技術に対応できるエンジニアの育成に注力しています。また、テストの国際規格である“ISO/IEC/IEEE 29119”にいち早く準拠し、テストの精度の向上及びテスト品質の標準化を図るなど、日本よりテスト技術が進んでいる米国をはじめとする海外の動向への迅速な対応に努めています。

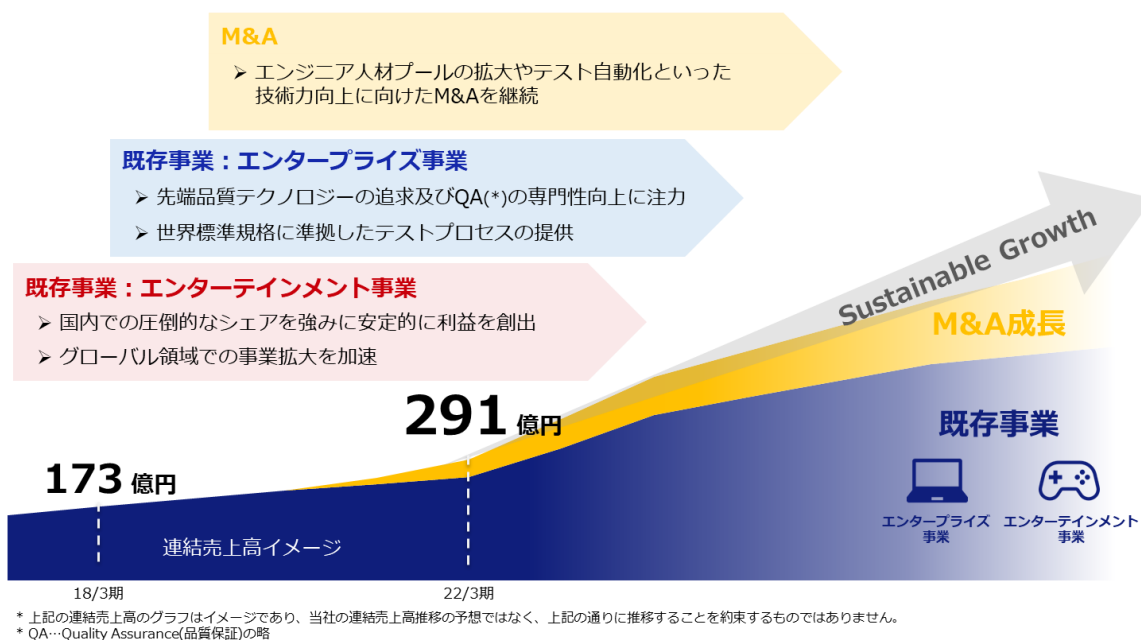
当社は、このような取り組みを通じ、多様化する顧客ニーズに最適なテストソリューションを高い水準で提供できる企業への進化を目指しており、その実現には人材や技術に投資するための資金調

達が必要であるという結論に至りました。特に、M&Aや資本業務提携については、取り組みの実施時期、候補企業、個別投資金額は定まっておりますが、一方で短期間に多額の投資が必要となることから、機会を逃さないためにも当該資金を確保できる手段をできる限り早めに確保すべきと考えました。当社の自己資本比率（2022年3月期末時点で39.9%）や負債資本倍率（2022年3月期末時点で0.8倍）等、財務の健全性を考慮し、自己資金及び銀行借入に過度に依存することがないように様々な資金調達方法を検討した結果、本新株予約権の発行による資金調達を行うことを決定いたしました。本新株予約権は、下記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由（2）資金調達方法の選択理由」に記載のとおり、当社が本新株予約権の行使の数量及び時期を相当程度コントロールすることができ、さらに一時に大幅な株式価値の希薄化が生じることを抑制することが可能であること等から、既存株主の利益に配慮しながら当社の資金ニーズに対応しうる、現時点における最良の選択であると判断いたしました。

なお、現時点で調達を予定している金額とその用途については、下記「4. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な用途」をご参照ください。

- ※1 ERPとは、Enterprise Resources Planningの略であり、統合基幹システムのことをいいます。以下同じです。
- ※2 CRMとは、Customer Relationship Managementの略であり、顧客管理システムのことをいいます。以下同じです。
- ※3 アジャイル開発とは、開発したいシステムのスタイルを大まかに定義し、計画・設計・実装・テストといった開発工程を機能単位の小規模なサイクルで繰り返し開発を進めていく手法のことをいいます。以下同じです。
- ※4 アジャイル開発においては様々なツールやプラクティスでテストが行われていますが、プロダクト品質への影響や有効性、制限は明確にはなっていません。またAI製品においては、従来の演繹法的な開発とは異なり、機械学習技術を用いた帰納的開発特有のテスト技法が必要となります。
- ※5 世界トップクラスのソフトウェアテストの権威とは、国際的なソフトウェアテスト技術者資格認定機関であるISTQBの代表を務めたBlack氏や“ISO/IEC/IEEE 29119”を開発したISO Working Group26の議長を務めるReid博士等を指し、業界有識者とは、電気通信大学の講師兼NPO法人ソフトウェアテスト技術振興協会の理事長を務める西氏、早稲田大学の教授である鷲崎氏、長崎県立大学の教授である加藤氏等を指しています。以下同じです。

高収益事業のエンターテインメント事業の安定成長の下支えのもと エンタープライズ事業の急拡大を目指す



3. 資金調達方法の概要及び選択理由

(1) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社が割当予定先に対し、行使可能期間を2年間とする第7回新株予約権及び第8回新株予約権を第三者割当ての方法によって割り当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっています。なお、第7回新株予約権の行使の結果交付されることとなる当社普通株式には当社の保有する自己株式が充当される予定です。第7回新株予約権及び第8回新株予約権の概要は以下のとおりです。

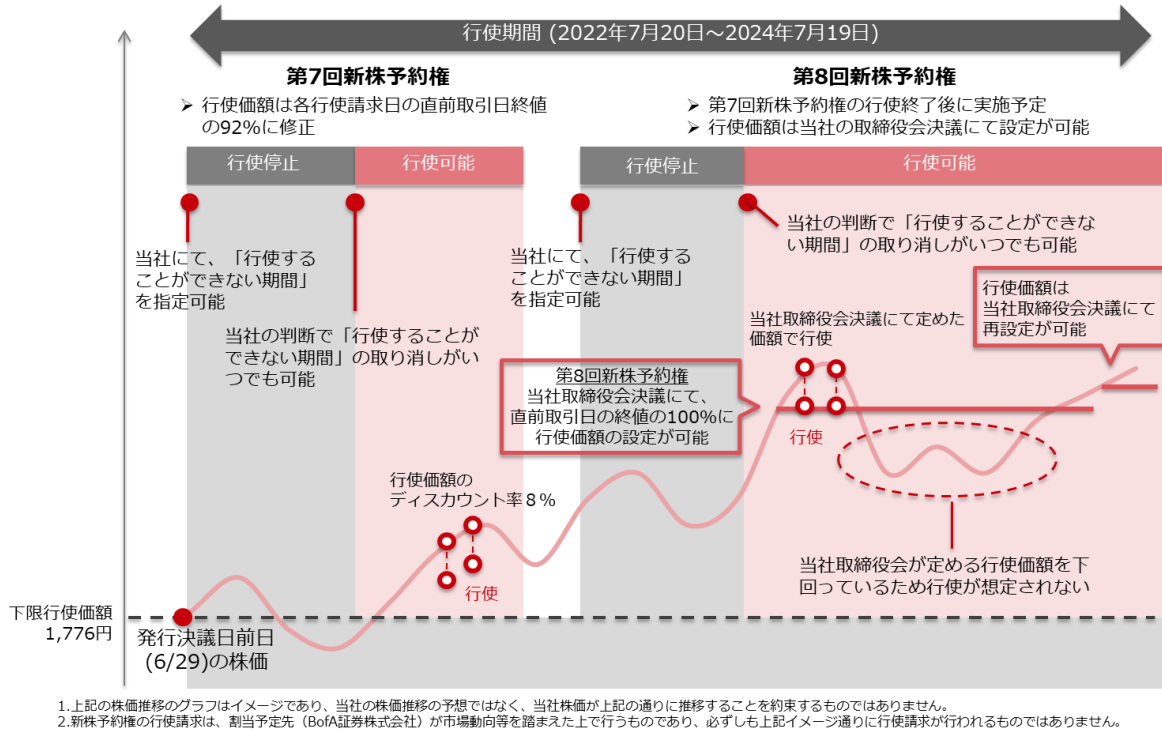
(i) コミットメント条項付き新株予約権（第7回新株予約権）

コミットメント条項付き新株予約権（第7回新株予約権）は、行使価額修正条項に基づき発行当初から株価状況に応じて効率的に資金調達を行い（行使価額修正条項の内容は、別添の第7回新株予約権の発行要項第10項に記載されています。）、加えて、下記に記載するコミットメント条項（行使指定条項）を通じて、必要に応じて早期に資金を調達することを目的としております。但し、株価水準や手元流動性に応じて、下記に記載する停止指定を活用することで、不要な希薄化をコントロールすることも可能です。

(ii) 行使価額将来設定型新株予約権（第8回新株予約権）

行使価額将来設定型新株予約権（第8回新株予約権）は、将来の株価動向、事業上の資金ニーズ、潜在的な希薄化等に応じて、タイミングを見て機動的に、行使価額を直前取引日の終値の100%に相当する金額に設定して（行使価額の将来設定）、効率的に資金調達を図ることを目的とする新株予約権です。これは、新株予約権の発行時に将来の目標株価としての行使価額を定めることによる株価へのネガティブなインパクトを抑え、当社の事業計画や業績が市場に評価され、一定程度株価が上昇したところで、行使価額を将来設定して機動的に資金を調達できる仕組みです。当初の行使価額は発行決議日前営業日の終値に基づいて設定されますが、当社は、原則として、株価が一定程度上昇するまでは停止指定を行うことを予定しており、また、行使価額の将来設定を行うこと及び資金調達を行うことを想定しておりません。当社は、将来株価が想定どおり上昇した場合において、

当該時点の資金需要や市場環境等を考慮しつつ、社外取締役の意見も踏まえて当社取締役会決議により当初より高い株価で行使価額を設定して資金調達を行う予定です。新株予約権の発行から行使価額を将来設定するまでの間、又は資金ニーズが他の資金調達手段でカバーされている間は、下記に記載する停止指定により、必要に応じて行使をコントロールできる仕組みとなっております。



当社は、第7回新株予約権及び第8回新株予約権に関して、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、下記の内容を含む本第三者割当て契約を締結する予定です。本新株予約権の発行要項及び本第三者割当て契約には、以下の内容が含まれます。

<本新株予約権の行使の指定 (第7回新株予約権)>

本第三者割当て契約は、あらかじめ一定数の行使価額修正条項付き第7回新株予約権 (行使価額修正条項の内容は、別添発行要項第10項に記載されています。) を割当予定先に付与した上で、今後資金需要が発生した際に、当社が、一定の条件に従って本新株予約権を行使すべき旨及び行使すべき本新株予約権の数を指定 (以下「行使指定」といいます。) できる仕組みとなっており、割当予定先は、行使指定を受けた場合、指定された数の第7回新株予約権を、20取引日の期間中に、終値が下限行使価額の120%に相当する金額を下回った場合、当社から第7回新株予約権の取得に関する通知を受け取った場合や行使指定時に当社により割当予定先に対してなされた表明及び保証が当該期間中に充足されなくなった場合には指定された数の第7回新株予約権を行使しないことができる等、本第三者割当て契約に定める一定の条件及び制限のもとで、行使することをコミットします。当社は、この仕組みを活用することにより、資金需要に応じた機動的な資金調達を行うことができます。

但し、当社が一度に指定できる第7回新株予約権の数には一定の限度があり、第7回新株予約権の行使により交付されることとなる当社普通株式の数が、行使指定の前日までの1ヶ月間又は3ヶ月間における当社普通株式の1日当たり平均出来高数のいずれか少ない方の3日分を超えないように指定する必要があります。複数回の行使指定を行う場合には20取引日以上の間隔を空けなければならない。また、当社による行使指定は本第三者割当て契約に定める一定の条件のもとで行われ、終値が第7回新株予約権の下限行使価額の120%に相当する金額を下回る場合、未公表のインサイダー情報等がある場合、当社の財政状態又は業績に重大な悪影響をもたらす事態が発生した場合等、本第三者割当て契約に定める一定の条件が充足されない場合には当社は行使指定を行うことはできず、こ

の場合割当予定先は行使の義務を負いません。なお、当社は、行使指定を行った場合、その都度、東京証券取引所を通じて適時開示を行います。

<本新株予約権の行使の停止（第7回新株予約権及び第8回新株予約権）>

当社は、その裁量により、本新株予約権の全部又は一部につき、行使することができない期間を指定（以下「停止指定」といいます。）することができます。停止指定の期間は当社の裁量により決定することができます。また、当社は、一旦行った停止指定をいつでも取り消すことができます。但し、第7回新株予約権に関しては、上記の第7回新株予約権の行使指定を受けて割当予定先がコミットしている本新株予約権の行使を妨げることとなるような停止指定を行うことはできません。

<本新株予約権の取得に係る請求（第7回新株予約権及び第8回新株予約権）>

割当予定先は、行使請求期間（本新株予約権の各発行要項第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間をいい、以下同じです。）の初日（同日を含みます。）から行使請求期間の末日の直前の暦月の応当日（同日を含みます。）の間のいずれかの取引日における終値が本新株予約権の下限行使価額を下回った場合に当該取引日の翌取引日に当社に対して通知することにより、本新株予約権の取得を請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、本新株予約権の各発行要項第14項第(1)号に従い、当該時点で残存する本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより、原則として15取引日以内に当該本新株予約権を取得します。

なお、上記の条項とは別に、本新株予約権の各発行要項において、行使請求期間の末日において残存する本新株予約権がある場合、当社がかかる本新株予約権を払込金額と同額で取得する旨が規定されています。

<本新株予約権の譲渡（第7回新株予約権及び第8回新株予約権）>

本第三者割当て契約に基づいて、本新株予約権の譲渡には当社取締役会の承認が必要となり、また、本新株予約権が譲渡された場合でも、当社が割当予定先に対して第7回新株予約権の行使指定並びに第7回新株予約権及び第8回新株予約権の停止指定及びその取消しを行う権利、並びに割当予定先が当社に対して本新株予約権の取得を請求する権利は、譲受人に引き継がれます。

(2) 資金調達方法の選択理由

上記の資金調達方法は、当社が本新株予約権の行使の数量及び時期を相当程度コントロールすることができるという特徴をもっています。

すなわち、コミットメント条項付き本新株予約権（第7回新株予約権）については、当社に資金需要が発生し、第7回新株予約権の行使を希望する場合には、一定の期間内に行使すべき第7回新株予約権の数を指定することができ、一方で、株価動向等を勘案して当社が第7回新株予約権の行使を希望しない場合には、第7回新株予約権を行使することができない期間を指定することもできる手法（エクイティ・コミットメントライン）です。なお、第7回新株予約権の行使の結果交付されることとなる当社普通株式には、当社の保有する自己株式を充当する予定です。

また、行使価額将来設定型新株予約権（第8回新株予約権）については、当初の行使価額による行使を前提としておらず、原則として、一定程度株価が上昇したときに、行使価額を将来設定して調達を行うため、本新株予約権の発行後株価が上昇するまでの間、また、事前の想定どおりに株価が上昇しない場合や、当社の資金ニーズが借入れ等によって満たされている限りにおいては、停止指定により行使をコントロールでき、また行使価額を将来設定する場合には当該時点の終値の100%に修正されるため、株式価値の不必要な希薄化は発生しないと考えます。かかる性質から、本新株予約権発行時において想定されている最大の希薄化に比べて不必要な希薄化は抑えることができるものと考えられます。行使価額将来設定型新株予約権も当社が新株予約権の行使を希望しない場合には、新株予約権を行使することができない期間を指定することができます。

そのため、第7回新株予約権の行使価額が（下限行使価額を上回っている場合）日々の株価に連動するのに対し、第8回新株予約権の行使価額は当社の取締役会決議にて設定する形となり、自動的に日々の株価には連動しない点が大きく異なるものの、いずれの本新株予約権も、資金需要に応じた柔軟な資金調達が可能であるとともに、株価に対する一時的な影響を小さくすることができるものと考えられます。

当社は、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載した当社の現状の資金ニーズと業績見込みに鑑みますと、コミットメント条項付き本新株予約権によって必要金額を一定期間のうちに調達した後に、株価上昇局面において行使価額将来設定型新株予約権の行使価額を将来設定して、現状よりも高い株価で資金調達することが可能と考えております。

当社は、これらの点を踏まえ、今回の資金調達に際し、多様な資金調達手段を検討し、総合的に勘案した結果、本スキームによる資金調達は、資金調達額や時期をある程度コントロールすることができ、一時に大幅な株式価値の希薄化が生じることを抑制することが可能であり、既存株主の利益に配慮しながら当社の資金ニーズに対応しうる、現時点における最良の選択であると判断しました。

<本スキームのメリット・特徴>

- ① 当社の資金需要や株価動向を総合的に判断した上で、柔軟な資金調達が可能であること。
- ② 第7回新株予約権の目的である当社普通株式数は1,194,000株で一定であるため、株価動向によらず、当初最大増加株式数は限定されていること（2022年3月31日の総議決権数216,219個（発行済株式総数23,890,800株）に対する最大希薄化率は、5.5%）。さらに第8回新株予約権で増加する株式数も、1,194,000株（2022年3月31日の総議決権数216,219個（発行済株式総数23,890,800株）に対する最大希薄化率は、5.5%）で一定である上、株価が上昇するまでは停止指定を行い株価が上昇したときに行使価額が修正されて行使されることが想定されるためさらに実質的な希薄化を抑えることができること。また、第7回新株予約権の行使の際に自己株式を充当することが可能であること。
- ③ 当社普通株式の終値が下限行使価額の120%に相当する金額を下回る場合、割当予定先に対して第7回新株予約権の行使を指定することはできず、また、当社普通株式の終値が下限行使価額を下回る場合、割当予定先が本新株予約権の取得を請求する権利を有することになるというデメリットはあるが、本新株予約権の行使価額には上限が設定されていないため、株価上昇時には調達金額が増大するというメリットを当社が享受できること。
- ④ 当社の判断により、本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことで、本新株予約権の全部又は一部を取得することができること。
- ⑤ 割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を長期間保有する意思を有しておらず、また、当社の経営に関与する意図を有していないこと。
- ⑥ 割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結する予定はないこと。
- ⑦ 割当予定先に本スキームと同様のスキームに関して十分な実績があると認められること。

<本スキームのデメリット・留意点>

- ① 市場環境に応じて、行使完了までには一定の期間が必要となること。
- ② 株価が下限行使価額を下回って推移した場合、調達ができない可能性があること。
- ③ 第7回新株予約権の行使の指定及びそれに基づく行使は、上述のとおり本第三者割当て契約に定める一定の条件及び制限に服すること。

<他の資金調達方法との比較>

- ① 公募増資による新株の発行は、資金調達が一時に可能となりますが、同時に1株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること。

- ② 株価に連動して転換価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆる「MSCB」）については、その発行条件及び行使条件等は多様化しているものの、一般的には、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了まで転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること。
- ③ 他の行使価額修正型の新株予約権については、行使の制限や制限の解除のみが可能なスキームがありますが、本スキームのうち第7回新株予約権では、これらに加えて、一定期間内に行使すべき新株予約権の数を指定することも可能であり、より機動的な資金調達を図りやすいと考えられること。
- ④ 新株予約権発行時に目標株価として行使価額を設定する新株予約権（ターゲット・イシュー・プログラム等）については、目標株価が株価の重石となって株価が上昇しないデメリットがあるのに対して、第7回新株予約権及び第8回新株予約権では、発行時の当社の業績のみならず、将来の市場環境や手元の資金ニーズ等の当社の状況に合わせて機動的に行使価額を修正又は設定することで株価へのマイナスのインパクトを最小限に抑えることができること。
- ⑤ 行使価額が修正されない新株予約権については、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となること。
- ⑥ 第三者割当てによる新株の発行は、資金調達が一時に可能となりますが、同時に1株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること、及び現時点では新株の適当な割当先が存在しないこと。
- ⑦ 借入れによる資金調達は、調達金額が負債となるため、財務健全性の低下が見込まれること。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

・本新株予約権に係る調達資金	4,252,556 千円
本新株予約権の払込金額の総額	11,468 千円
本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	4,241,088 千円
・発行諸費用（弁護士費用、価格算定費用、登記関連費用等）	8,000 千円
・差引手取概算額	4,244,556 千円

(注) 上記差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。なお、本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、上記金額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少します。

(2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
① 将来の M&A のための待機資金	2,944	2022 年 7 月～ 2024 年 7 月
② 過去の M&A 資金の返済	1,000	2022 年 7 月～ 2023 年 7 月
③ 技術研究費及びエンジニア確保・育成費	300	2022 年 7 月～ 2023 年 7 月

当社は、上記表中に記載のとおり資金を充当することを予定しておりますが、各資金使途についての詳細は以下のとおりです。

当社グループでは、“SAVE the DIGITAL WORLD”を企業ミッションとして掲げております。この企業ミッションのもと、ゲームの不具合検出を行うデバッグを中心とするエンターテインメント事業及びWeb システムや業務システムの不具合検出を行うシステムテストを中心とするエンタープライズ事業を展開することで、増加するデジタルサービスの品質・安全性向上への貢献を目指しております。

特に、エンタープライズ事業においては、慢性的な IT 人材不足や DX の加速等を背景に、システムテストのアウトソースニーズが急速に拡大していることから、当社では成長を支える注力事業として同事業を位置付けております。かかる事業において、財務の健全性を確保しつつも、スピード感ある成長を実現するためには、主に下記3つに対する投資が必要不可欠であると考えています。

① 将来の M&A のための待機資金

上記「2. 募集の目的及び理由 <資金調達目的>」に記載のとおり、当社では今後も、日本において増加するソフトウェアテストをはじめとする需要に対応できる体制を迅速に構築するため、人材・技術力強化を目的とする M&A を積極的に実施する予定です。具体的には、ソフトウェアテスト会社やオープン系の開発エンジニアを有する会社等、エンジニアを多数有している企業又は ERP や CRM 等特定の領域における高い専門性を有する企業を対象としており、年間2-3 件程度のクロージングを想定しています。現時点において具体的に計画されている M&A の案件はありませんが、上記の対象企業の時価総額や過去において具体的に提案を受け検討した案件等を勘案し、これらの将来の M&A の資金として、本新株予約権による調達資金のうち 2,944 百万円を充当する予定です。なお、2024 年 7 月までの期間において、企業価値の向上に資する M&A の適切な対象がない等の理由により M&A への投資が実現しない場合には、下記②過去の M&A 資金の返済に充当する予定です。

② 過去の M&A 資金の返済

当社はこれまで、エンタープライズ事業を中心に、多数の M&A を実行して参りました。これらの M&A に係る費用として、自己資金のみならず、銀行借入も行ってきたことから、本新株予約権による調達資金のうち 1,000 百万円を返済に充当する予定です。

③ 技術研究費及びエンジニア確保・育成費

当社は、新しい領域におけるテスト技法の確立やテスト自動化といった最新技術の活用に向けた研究開発を業界有識者とともに進めています。また、独自の社内教育機関である“AGEST Academy”を設立し、これらの新しいテスト技法や最新技術に対応したエンジニアの確保・育成に努めることで、競争優位性を向上させ、さらなる売上の拡大を目指しております。これらの技術研究費及びエンジニアの確保・育成費に、本新株予約権による調達資金のうち 300 百万円を充当する予定です。

(注)1. 差引手取概算額については、上記のとおり支出する予定であり、支出時期までの資金管理については、当社の銀行預金等での安定的な金融資産で運用保管する予定であります。

2. 上記資金使途は、2024 年 7 月までの資金使途を記載したものでありますが、資金調達額や調達時期は本新株予約権の行使状況により影響を受けることから、上記資金使途及びその金額については、変更される可能性があります。また、資金を使用する優先順位としましては、実施時期が早い事項から充当する予定であり、調達額が予定に満たない場合には、当該時点で未充当の資金使途には充当できなくなる可能性があります。その場合には、自己資金及び銀行借入等の他の資金調達により上記資金使途への充当又は事業計画の見直しを行う予定であり、調達額が予定より下回った場合には上記①の使途で調整する予定です。

す。一方、調達額が予定より増額となった場合には、上記②の使途に充当する予定であります。

また、割当予定先との間で締結する予定の本第三者割当て契約には、第7回新株予約権に関して、当社による行使指定条項が定められておりますが、株価の動向等によっては、行使指定を行うこともできず、本新株予約権の全部又は一部が行使されない可能性を含んでおります。このように本新株予約権によって十分な資金を調達することができなかった場合には、別途の手段による資金調達の実施又は事業計画の見直しを行う可能性があります。なお、資金使途の変更や別途の資金調達の実施、事業計画の見直しを行った場合、その都度、速やかに開示を行います。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、今回調達する資金は今後の当社収益の向上に寄与するもので、かかる資金使途は合理的なものであると考えております。したがって、今回の資金調達は、中長期的な企業価値の向上により既存株主の皆様利益にも資するものと考えております。

6. 発行条件等の合理性

(1) 発行条件が合理的であると判断した根拠

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先である BofA 証券株式会社との間で締結する予定の本第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計（代表者：黒崎 知岳、住所：東京都港区元赤坂一丁目1番8号）（以下「赤坂国際会計」といいます。）に依頼しました。当該算定機関は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先である BofA 証券株式会社との間で締結する予定の本第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日の市場環境、当社株式の流動性、当社の資金調達需要、割当予定先の株式処分コスト、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等を考慮した一定の前提（当社の株価（1,776円）、当社株式のボラティリティ（47.5%）、予定配当額（15円/株）、無リスク利率（0.0%）、当社が継続的に行使指定を行うこと、当社からの通知による取得が行われないこと、割当予定先は当社からの行使指定に応じて市場出来高の一定割合の範囲内で速やかに権利行使及び売却を実施すること、割当予定先が本新株予約権を行使する際に当社がその時点で公募増資等を実施したならば負担するであろうコストと同水準の割当予定先に対するコストが発生すること等を含みます。）を置き本新株予約権の評価を実施しました。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額レンジ（第7回新株予約権につき8,148円～8,303円、第8回新株予約権につき1,250円～1,302円）を参考として、本新株予約権1個の払込金額を第7回新株予約権は金8,303円、第8回新株予約権は金1,302円としました。

また、本新株予約権の当初行使価額は、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日（2022年6月29日）の終値に相当する金額としており、その後の行使価額も、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の終値の92%に相当する金額に修正、又は行使価額の修正に係る取締役会の決議に関する通知が行われた日の直前取引日の終値の100%に相当する金額に修正されるものの、その価額は下限行使価額である1,776円を下回ることはありません。そのため、本新株予約権の行使価額は、下記「11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況 (3) 最近の株価の状況 ②最近6か月間の状況」及び「③発行決議日前取引日における株価」に記載の最近6ヶ月間及び発行決議日直前取引日の当社株価と比べて過度に低い水準となることはなく、かかる行使価額に照らしても、本新株予約権の払込金額は適正な価額であると考えております。また、第7回新株予約権の行使価額の修正におけるディスカウント率8%は、割当予定先の投資家としての立場を踏まえ、協議の結果、最終的に当社が決定したものでありますが、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」におい

て第三者割当てによる株式の発行に際して払込金額が取締役会決議の直前日の価額に 0.9 を乗じた額以上の価額であることが要請されている点とも整合的であり、かつ当該条件は本新株予約権の払込金額に織り込まれていることから、本新株予約権の発行価額は特に有利な金額には該当しないものと判断いたしました。

当社監査役全員も、赤坂国際会計は当社と顧問契約関係になく、当社経営陣から一定程度独立していると認められること、赤坂国際会計は割当予定先から独立した立場で評価を行っていること、赤坂国際会計による本新株予約権の価格の評価については、その算定過程及び前提条件等に関して赤坂国際会計から説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できることに加え、本新株予約権の払込金額は赤坂国際会計によって算出された評価額の上限額と同額としていることから、割当予定先に特に有利でないとする取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められないと判断しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権の目的である株式の総数は、第 7 回新株予約権 1,194,000 株及び第 8 回新株予約権 1,194,000 株であり、本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は 2,388,000 株（議決権数 23,880 個）であります。さらに、2022 年 3 月 31 日現在の当社発行済株式総数 23,890,800 株（自己株式及び単元未満株式を除く当社普通株式に係る議決権数 216,219 個）を分母とする希薄化率は 10.00%（自己株式及び単元未満株式を除く当社普通株式に係る議決権の総数に対する割合は 11.04%。小数第 3 位四捨五入）の希薄化をもたらすこととなります。しかしながら、今回の資金調達により、上記「2. 募集の目的及び理由」及び「5. 資金使途の合理性に関する考え方」に記載のとおり、今後収益の向上を図り、企業価値の増大を目指していくこととしており、今回の資金調達はそれに伴う希薄化を考慮しても既存株主の株式価値向上に寄与するものと考えられ、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると当社は判断しました。なお、第 7 回新株予約権の行使の結果交付されることとなる当社普通株式には、当社の保有する自己株式が充当される予定です。

また、①本新株予約権の目的である当社普通株式数の合計 2,388,000 株に対し、当社普通株式の過去 6 ヶ月間における 1 日当たり平均出来高は 139,665 株であり、一定の流動性を有していること、②本新株予約権は当社の資金需要に応じて行使をコントロール可能であり、かつ③当社の判断により本新株予約権を取得することも可能であることから、本新株予約権の発行は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模も合理的であると判断しました。

7. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1) 名 称	BoFA 証券株式会社		
(2) 所 在 地	東京都中央区日本橋一丁目4番1号 日本橋一丁目三井ビルディング		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 笹田 珠生		
(4) 事 業 内 容	金融商品取引業		
(5) 資 本 金	83,140 百万円		
(6) 設 立 年 月 日	1998年2月26日		
(7) 発 行 済 株 式 数	2,388,801 株		
(8) 決 算 期	12月31日		
(9) 従 業 員 数	636 名		
(10) 主 要 取 引 先	機関投資家、政府機関、内外の事業法人・金融法人		
(11) 主 要 取 引 銀 行	三井住友銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、 バンク・オブ・アメリカ・エヌ・エイ東京支店		
(12) 大株主及び持株比率	エヌビー・ホールディングス・コーポレーション 100%		
(13) 当事会社間の関係			
資 本 関 係	該当事項はありません。(*)		
人 的 関 係	該当事項はありません。		
取 引 関 係	該当事項はありません。		
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。		
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態 (単位：百万円)			
決算期	2019年12月期	2020年12月期	2021年12月期
営 業 収 益	48,108	41,167	43,029
営 業 利 益	5,779	4,987	8,139
経 常 利 益	5,862	5,054	8,178
当 期 純 利 益	10,764	5,981	8,628
純 資 産	138,741	133,958	136,605
総 資 産	2,756,247	2,288,857	2,090,048
1株当たり当期純利益 (円)	4,506	2,503	3,611
1株当たり配当金 (円)	-	4,506	2,503
1株当たり純資産 (円)	58,079	56,077	57,185
(*) 当事会社間の資本関係に関して、割当予定先が短期取引を前提として一時的に保有している当社株式は考慮しておりません。			

(注) 割当予定先は、東京証券取引所の取引参加者であるため、東京証券取引所に対しては反社会的勢力に該当しないことに関する確認書の提出はしていません。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社としては様々な資金調達先及び調達方法を検討して参りましたが、割当予定先より提案を受けた本スキームによる資金調達方法が、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ、株価動向及び資金需要動向に応じた機動的な新株発行による資金調達を達成したいという当社のファイナンスニーズに最も合致していると判断しました。

当社は、割当予定先以外に他の国内外の金融機関からも資金調達の方法の説明や提案を受け、公募増資、MSCB、借入れ等の各種資金調達方法を検討いたしました。公募増資につきましては、資金調達が一時に可能となりますが、同時に1株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること、MSCBにつきましては、一般的には、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了まで転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること、さらに借入れにつきましては、調達金額が負債となるため、財務健全性の低下が見込まれること等、当社のニーズに合致するものではありませんでした。

また、当社は、割当予定先以外に他の国内外の金融機関からも本スキームに類似した資金調達方法の提案も受けました。その中で、割当予定先から提案を受け、本新株予約権の行使により取得する当社株式の売却方法として、割当予定先が有するトレーディング機能等を活用して、株価に対する影響に配慮しつつ執行することを想定していることや、「1. 募集の概要」及び「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (2) 資金調達方法の選択理由 <本スキームのメリット・特徴>」に記載した商品性や割当予定先の過去の実績等を総合的に勘案して、BofA 証券株式会社を割当予定先として選定いたしました。

(注) 本新株予約権に係る割当では、日本証券業協会会員である割当予定先により買い受けられるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」(自主規制規則)の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置

本第三者割当て契約において、いずれの回号の本新株予約権についても、その譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められる予定です。なお、本新株予約権について、当社と割当予定先との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。

割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社株式を長期間保有する意思を有しておらず、取得した当社株式については速やかに売却する予定である旨の口頭での報告を受けております。

また、当社は、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、割当予定先と締結する予定の本第三者割当て契約において、原則として、単一暦月中にMSCB等(同規則に定める意味を有します。以下同じ。)の買受人の行使により取得される株式数が、MSCB等の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る転換又は行使を制限するよう措置(割当予定先が本新株予約権を第三者に売却する場合及びその後本新株予約権がさらに転売された場合であっても、当社が、転売先となる者との間で、当該10%を超える部分に係る転換又は行使を制限する内容を約する旨定めることを含みます。)を講じる予定です。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先からは、本新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金は確保されている旨の口頭での報告を受けており、割当予定先の完全親会社であるバンク・オブ・アメリカ・コーポレーションの2022年5月27日提出の有価証券報告書及び割当予定先の2021年12月期の事業概要(金融商品取引法第46条の4に基づく説明書類)に含まれる貸借対照表から、割当予定先及びその完全親会社における本新株予約権の払込金額(発行価額)及び行使に要する資金を上回る十分な現金・預金の存在を確認したことから、当社としてかかる払込み及び行使に支障はな

いと判断しております。また、本日現在においても、割当予定先からは、本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込み及び本新株予約権の行使に足りる十分な現金・預金を保有している旨の口頭での報告を受けております。

(5) 株券貸借に関する契約

当社並びに当社の役員、役員関係者及び大株主は、本新株予約権の割当予定先である BofA 証券株式会社との間において、本新株予約権の行使により取得する当社株式に係る株券貸借契約を締結する予定はありません。

8. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（2022年3月31日現在）		
氏名	持株数(株)	持株比率(%)
宮澤 栄一	9,184,714	42.46
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE FIDELITY FUNDS (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	1,882,156	8.70
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,837,900	8.50
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,383,400	6.40
A-1 合同会社	1,324,900	6.13
FIDELITY INVESTMENT TRUST : FIDELITY JAPAN FUND (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	307,692	1.42
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	231,000	1.07
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	220,300	1.02
FIDELITY INVESTMENT TRUST : FIDELITY PACIFIC BASIN FUND (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	193,000	0.89
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A/C NON TREATY (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	147,000	0.68

- (注) 1. 本新株予約権の募集分については長期保有を約していないため、本新株予約権の募集に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持株比率」を表示していません。
2. 当社は、自己株式 2,260,031 株を所有しておりますが、上記の大株主の状況から除外しております。
3. 「持株比率」は、自己株式を控除して算出しております。また、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

9. 今後の見通し

今回の資金調達による 2023 年 3 月期の当社の連結業績に与える影響は、軽微であります。

10. 企業行動規範上の手続き

本新株予約権の発行規模は、「6. 発行条件等の合理性 (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載のとおりであり、2022 年 3 月 31 日現在の総議決権数に対して最大 11.04%の希薄化が生じます。このため、①希薄化率が 25%未満であること、②支配株主の異動を伴う

ものでないこと（本新株予約権全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める経営者から一定程度独立した者より当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手並びに株主の意思確認手続きは要しません。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

（単位：千円）

	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期
売上高	21,138,200	22,669,577	29,178,789
営業利益	1,394,065	1,908,694	2,701,031
経常利益	1,372,376	1,975,394	2,778,908
親会社株主に帰属する当期純利益	792,130	974,492	1,780,699
1株当たり当期純利益（円）	36.31	45.15	82.35
1株当たり配当金（円）	14.0	14.0	15.0
1株当たり純資産額（円）	228.62	263.32	323.81

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2022年3月31日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	23,890,800株	100.0%
現時点の転換価額（行使価額） における潜在株式数	—	—

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期
始値	1,303円	730円	1,630円
高値	1,340円	1,642円	2,700円
安値	552円	663円	1,405円
終値	731円	1,622円	1,794円

② 最近6か月間の状況

	2022年 1月	2月	3月	4月	5月	6月
始値	2,343円	1,773円	1,620円	1,761円	1,683円	1,867円
高値	2,343円	1,865円	1,836円	1,931円	1,917円	1,877円
安値	1,587円	1,405円	1,470円	1,621円	1,533円	1,481円
終値	1,705円	1,560円	1,794円	1,705円	1,867円	1,776円

（注）2022年6月の株価については、2022年6月29日現在で表示しております。

③ 発行決議日前取引日における株価

	2022年6月29日
始 値	1,702 円
高 値	1,782 円
安 値	1,685 円
終 値	1,776 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況
該当事項はありません。

以 上

(別紙1)

株式会社デジタルハーツホールディングス第7回新株予約権 発行要項

1. 本新株予約権の名称

株式会社デジタルハーツホールディングス第7回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

2. 申込期間

2022年7月19日

3. 割当日

2022年7月19日

4. 払込期日

2022年7月19日

5. 募集の方法

第三者割当ての方法により、全ての本新株予約権を BofA 証券株式会社に割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 1,194,000 株とする（本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は 1,000 株とする。）。但し、下記第(2)号乃至第(5)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合（以下「株式分割等」と総称する。）を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \text{株式分割等の比率}$$

(3) 当社が第 11 項の規定に従って行使価額（第 9 項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合（但し、株式分割等を原因とする場合を除く。）には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(4) 本項に基づく調整において、調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 11 項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(5) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第 11 項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

1,194 個

8. 各本新株予約権の払込金額

金 8,303 円（本新株予約権の目的である株式 1 株当たり 8,303 円）

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初 1,776 円とする。

10. 行使価額の修正

第 16 項第 (3) 号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 92% に相当する金額の 1 円未満の端数を切り捨てた金額（以下「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を 1 円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が 1,776 円（以下「下限行使価額」といい、第 11 項の規定を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第 (2) 号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行} \cdot \times \text{1株当たりの} \text{処分株式数} \text{払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行} \cdot \text{処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 下記第 (4) 号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、譲渡制限付株式報酬制度に基づき株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（無償割当てによる場合を含む。但し、ストックオプション制度に基づき新株予約権を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して、当該調整前に上記③による行使価額の調整が行われている場合には、調整後行使価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。

- ⑤ 上記①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4)① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、上記第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日にお

いて当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。
- (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

2022年7月20日から2024年7月19日（第14項各号に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合には、取得される本新株予約権については、同項各号に定める取得日の前営業日）までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得

- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
- (2) 当社は、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間の末日（休業日である場合には、その直前営業日とする。）に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
- (3) 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき公表を行った場合又は当社株主総会で承認決議した場合、会社法第273条の規定に従って取得日の2週間前までに通知をした上で、当

該組織再編行為の効力発生日より前のいずれかの日に、本新株予約権 1 個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

- (4) 当社は、当社が発行する株式が株式会社東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から 2 週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）又は 8 営業日（株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則を含む同社の取扱い上の営業日をいう。）後の日のいずれか後に到来する日に、本新株予約権 1 個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

16. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第 12 項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第 19 項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第 20 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 19 項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結する予定の第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を金 8,303 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 9 項記載のとおりとし、行使価額は当初、2022 年 6 月 29 日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に相当する金額とした。

19. 行使請求受付場所

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

20. 払込取扱場所

株式会社三菱UFJ銀行 笹塚支店

21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

22. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町7番1号

23. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長 CEO に一任する。

以 上

(別紙2)

株式会社デジタルハーツホールディングス第8回新株予約権 発行要項

1. 本新株予約権の名称

株式会社デジタルハーツホールディングス第8回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

2. 申込期間

2022年7月19日

3. 割当日

2022年7月19日

4. 払込期日

2022年7月19日

5. 募集の方法

第三者割当ての方法により、全ての本新株予約権をBofA証券株式会社に割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式1,194,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は1,000株とする。）。但し、下記第(2)号乃至第(5)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合（以下「株式分割等」と総称する。）を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後割当株式数 = 調整前割当株式数 × 株式分割等の比率

(3) 当社が第11項の規定に従って行使価額（第9項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合（但し、株式分割等を原因とする場合を除く。）には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(4) 本項に基づく調整において、調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第11項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(5) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第11項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

1,194 個

8. 各本新株予約権の払込金額

金 1,302 円（本新株予約権の目的である株式 1 株当たり 1.302 円）

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初 1,776 円とする。

10. 行使価額の修正

- (1) 当社は、2022 年 7 月 20 日以降 2024 年 7 月 18 日まで（同日を含む。）の期間において、当社の資本政策のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本号に基づき行使価額の修正が決議された場合、当社は、速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、行使価額は、当該通知が行われた日の翌取引日以降、当該通知が行われた日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 100%に相当する金額に修正される。
- (2) 前号にかかわらず、前号に基づく修正後の行使価額が 1,776 円（以下「下限行使価額」といい、第 11 項の規定を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。
- (3) 上記第(1)号にかかわらず、当社又はその企業集団（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 4 条第 1 項第 1 号に定める企業集団をいう。）に属するいずれかの会社に関する未公表の事実であって、それが公表された場合に当社の株価に相当な影響を及ぼすおそれがある事実（金融商品取引法第 166 条第 2 項及び第 167 条第 2 項に定める事実を含むがこれに限られない。）が存在する場合には、当社は、上記第(1)号に基づく行使価額の修正を行うことができない。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行} \cdot \text{処分株式数}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行} \cdot \text{処分株式数}}$$

1株当たりの払込金額

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、譲渡制限付株式報酬制度に基づき株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付

社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(無償割当てによる場合を含む。但し、ストックオプション制度に基づき新株予約権を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)に関して、当該調整前に上記③による行使価額の調整が行われている場合には、調整後行使価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。

⑤ 上記①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により} \\ \text{当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4)① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、上記第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項に基づき行使価額の修正が行われる日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。
- (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

2022年7月20日から2024年7月19日（第14項各号に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合には、取得される本新株予約権については、同項各号に定める取得日の前営業日）までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得

- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者

(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

- (2) 当社は、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間の末日(休業日である場合には、その直前営業日とする。)に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。
- (3) 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき公表を行った場合又は当社株主総会で承認決議した場合、会社法第273条の規定に従って取得日の2週間前までに通知をした上で、当該組織再編行為の効力発生日より前のいずれかの日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。
- (4) 当社は、当社が発行する株式が株式会社東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日(休業日である場合には、その翌営業日とする。)又は8営業日(株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則を含む同社の取扱い上の営業日をいう。)後の日のいずれか後に到来する日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。

15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

16. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第19項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第19項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結する予定の第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を金1,302円とした。

さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項記載のとおりとし、行使価額は当初、2022年6月29日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に相当する金額とした。

19. 行使請求受付場所

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

20. 払込取扱場所

株式会社三菱UFJ銀行 笹塚支店

21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

22. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町7番1号

23. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長 CEO に一任する。

以 上